

概要版

西蒲区地域福祉計画

西蒲区地域福祉活動計画

～支えあい、助けあうみんなでつくる明るく豊かなまち～



平成21年（2009年）3月

新潟市西蒲区
新潟市西蒲区社会福祉協議会

地域福祉計画とは？

地方自治法第2条第4項に規定された市町村基本構想や市町村基本計画をふまえて、地域福祉推進の理念や方針を明らかにするものです。

また、地域福祉を具体的に推進する観点から福祉分野及びそれに関連する計画（市の福祉計画や区ビジョンなど）や施策を総合的・一体的に定める計画です。

地域福祉活動計画とは？

社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

計画策定の趣旨

近年、世の中の情勢は急速に変化しています。また、身近な地域での人と人とのつながりが弱くなってきています。そのため多種多様なニーズに対応するには、行政等の福祉サービスだけでは不十分です。

このような状況を改善するためには、基本的なニーズは福祉行政が担うという原則を踏まえたうえで、地域のみなさんが福祉は自分たちの問題であることを再認識し、お互いに助け合い支え合う力を高めることが重要です。

そのため、行政・社協・住民（民間団体）が互いに連携し、問題解決に取り組んでいく仕組みづくり（計画）が必要になりました。

以上の趣旨から、行政が中心となって取組む行政計画としての「地域福祉計画」と社協が中心となって取り組む行動計画としての「地域福祉活動計画」を一体的に策定します。

計画の位置づけ

この計画は、平成12年6月の社会福祉法の改正により定められた「市町村地域福祉計画」として位置づけられています。

なお、本市では広域市町村合併により市域が広くなり、地域によって実情が異なることから、その生活基盤である区ごとに「地域福祉計画」を策定することになりました。

また、本市で既に策定されている上位計画である「新・新潟市総合計画」、各区で策定されている「区ビジョンまちづくり計画」などの既存の計画との整合性を図り、お互いに連携していけるよう地域福祉計画を策定しています。

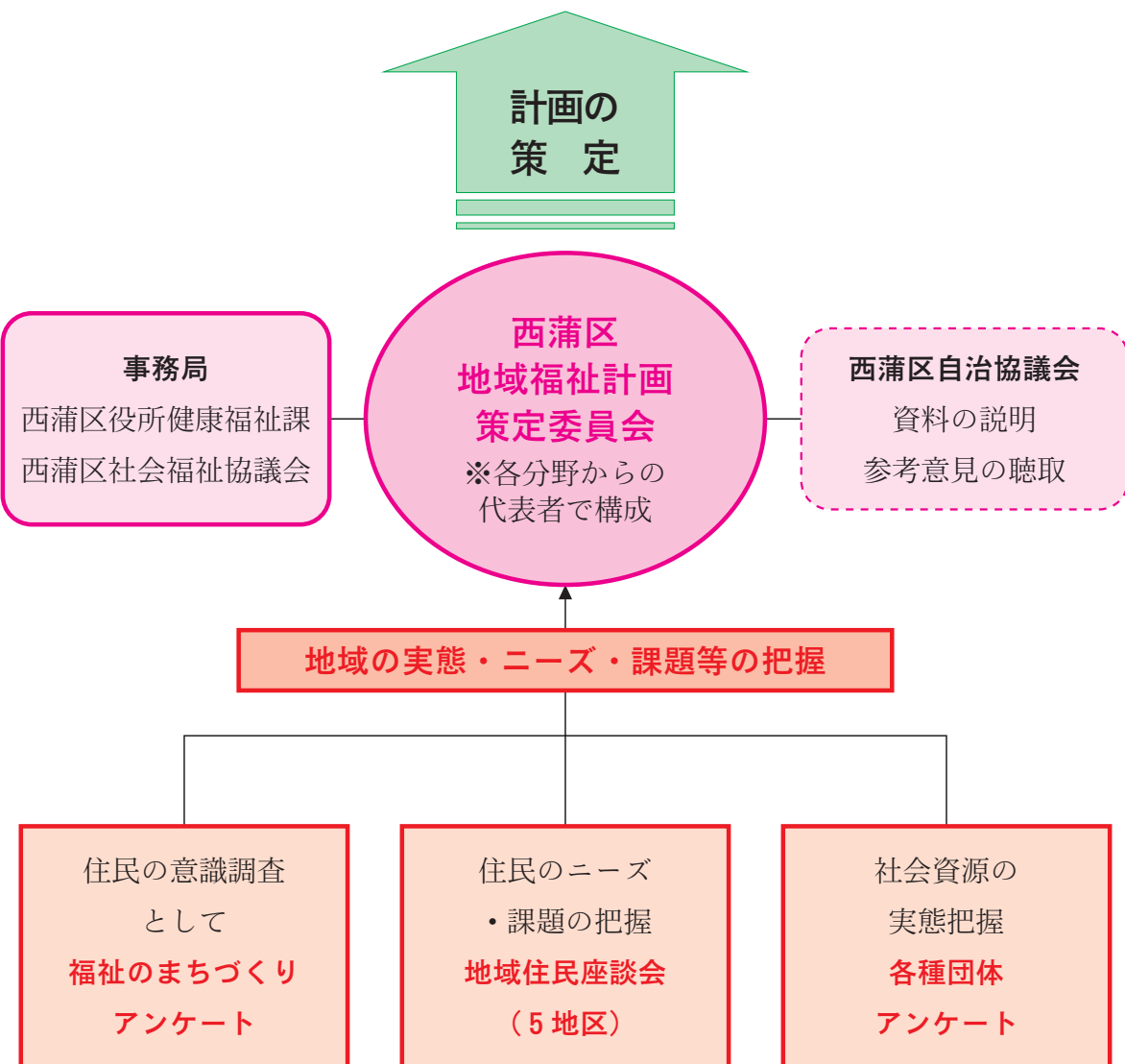
地域福祉計画の期間

平成21年度（2009年度）から平成26年度（2014年度）までの6年間を計画期間とします。3年目（平成23年度）で見直しを行います。

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画の策定期間		計 画 期 間					
		進行管理	進行管理	計 画 の 見 通 し	進行管理	進行管理	新 計 画 の 策 定

計画策定の体制

西蒲区地域福祉計画・西蒲区地域福祉活動計画



計画の構成

計画書本編の構成は下記のとおりです。概要版では、抜粋して紹介しています。

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画策定までの経過
- 5 西蒲区地域住民座談会
- 6 計画策定の体制

第2章 西蒲区の現況

第3章 計画の基本理念と基本目標

- 1 基本理念
- 2 基本目標

第4章 西蒲区における地域福祉の推進

- 1 地域住民等の意見（現状と課題）
- 2 課題に対する具体的な取り組み
 - (1) 地域で支えあい，助けあうまちづくり
 - (2) みんなが参加し，活動できるまちづくり
 - (3) 健康で活気のあるまちづくり
 - (4) 安心して快適に暮らせるまちづくり

第5章 計画の総合的かつ効果的な推進に向けて

- 1 連携体制の確立
- 2 計画の周知
- 3 「西蒲区地域福祉計画推進委員会（仮称）」の設置について
- 4 地域福祉に関する助成制度

資料編

計画書は、区役所、出張所、新潟市役所本庁などで手に入れることができます。

詳細は、巻末の問合せ先にお問い合わせください。

地域福祉計画の基本理念

支えあい、助けあう、みんなで作る明るく豊かなまち

基本目標

1 地域で支えあい助けあうまちづくり

地域に暮している人々が、普段からふれあい交流することでお互いに信頼関係を築き、思いやりを持って、ともに支えあい助けあえるような地域づくりを目指します。

2 みんなが参加し活動できるまちづくり

住民一人ひとり自らが地域福祉の担い手であることの自覚を促し、積極的に地域福祉に関わっていける人材の育成に努めるとともに、ボランティアなど福祉活動の積極的な PR（ピーアール）や啓発を行い地域福祉活動の活性化を図ります。

3 健康で活気のあるまちづくり

長寿社会を迎えている今、すべての人が生涯健康でいきいきとした生活をおくることが最大の願いです。

そのために、人々の健康に対する意識の向上を図るとともに、病気やケガに速やかに対応できるよう、地域の医療機関や行政など関係者が連携して取り組んでいきます。

4 安心して快適に暮らせるまちづくり

誰もが住み慣れたまちで、安心して暮らせることを願っています。

そのために、高齢者や障がい者、子どもにやさしいまちづくりと、災害への備えや事故・犯罪の防止に取り組んでいきます。

取り組みの方向性

基本理念と基本目標に基づいて、どのように課題に取り組んでいくか、取り組みの方向性を決めました。

基本目標 1 地域で支えあい助けあうまちづくり

取り組みの方向性

- ① 住民のふれあいを推進し、お互いに助け合えるような地域づくりに努めます
- ② 地域に人の集まる場や、機会を作るよう行動します

※具体的な取り組みの例

- ・ 隣近所の関係は、まず挨拶から。そこからいろいろな話をして関係をつくりましょう
- ・ 地域の様々なイベントで異なる世代の人と交流しましょう
- ・ 老人クラブへの参加、シルバー人材センターの活用など、地域の社会資源を活用しましょう
- ・ 親と子の居場所を地域で作っていきましょう

基本目標 2 みんなが参加し活動できるまちづくり

取り組みの方向性

- ① 共助の意識を高め、住民参加とボランティア活動を推進します
- ② 地域において、積極的に福祉活動を行える人材の育成に努めます
- ③ 福祉に関する情報を収集し、活用を図ります

※具体的な取り組みの例

- ・ 福祉は女性の仕事、という固定観念を変えていき、男性や子どもの積極的な参加を促しましょう
- ・ 誰もが参加しやすいボランティア活動から始めましょう
- ・ 障がい者への理解を深めるために、手話や点字などに興味を持ちましょう
- ・ 広報紙等を利用し、福祉活動の情報収集やイベント・行事の周知に努めましょう

基本目標 3 健康で活気のあるまちづくり



取り組みの方向性

- ① 住民が健康にいきいきと暮らせる地域を目指します
- ② 医療機関や行政と連携し、地域医療の向上を目指します

※具体的な取り組みの例

- ・かかりつけ医をもつなどしましょう
- ・健康に関する研修会等に積極的に参加し、健康について話し合いましょう
- ・障がい者もスポーツに親しむ機会をつくりましょう
- ・住民同士で交流し、ひきこもりを予防しましょう

基本目標 4 安心して快適に暮らせるまちづくり



取り組みの方向性

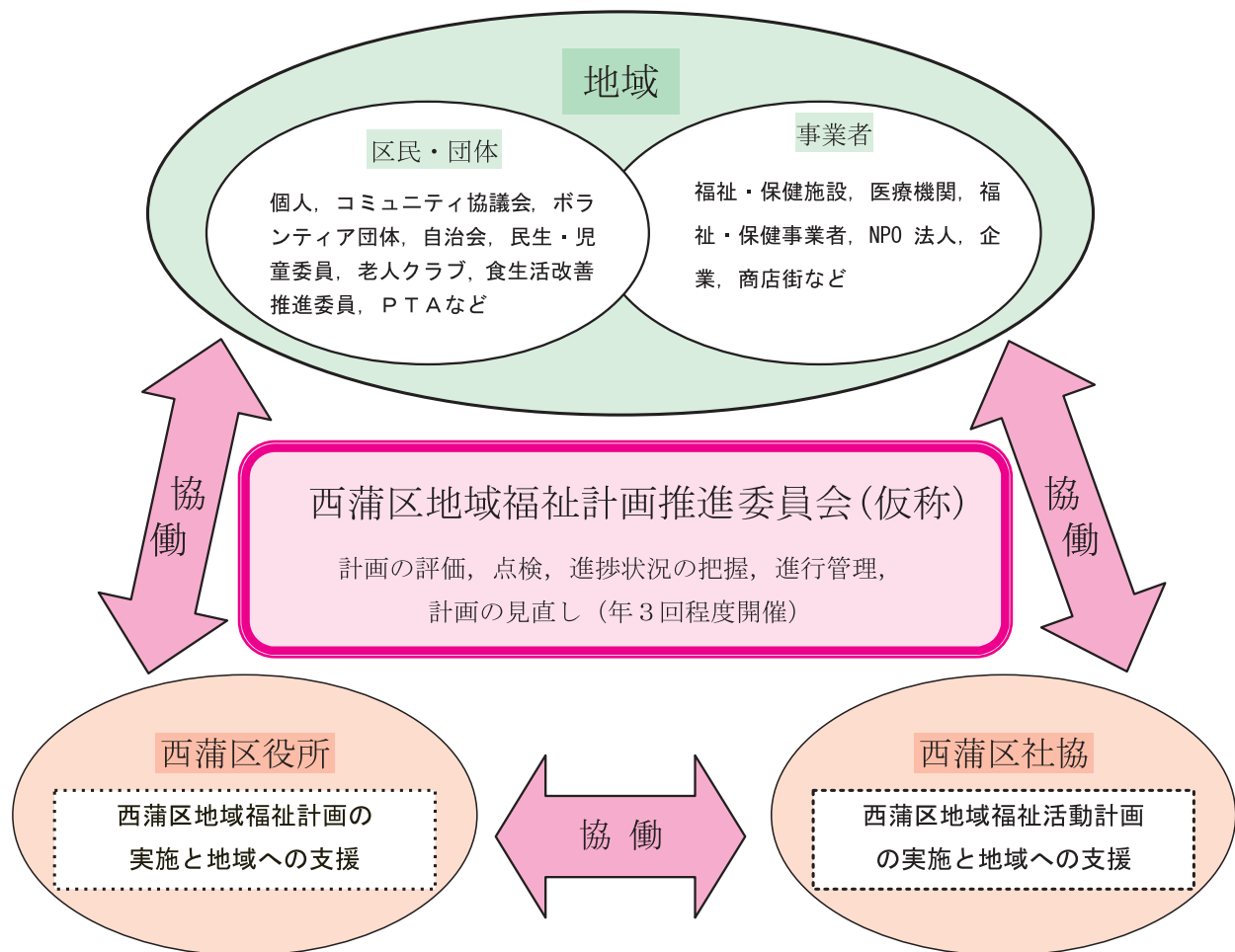
- ① 誰にとっても、どこであっても不便さのない地域を目指します
- ② 防災・防犯・交通安全など地域の安心・安全確保に努めます
- ③ 地域の問題について、柔軟に対応・相談のできる拠点づくりを目指します

※具体的な取り組みの例

- ・地区の防災意識を改善し、消防団などと協力していきましょう
- ・家族で日頃から、災害時の避難方法や避難場所などについて話し合いましょう
- ・高齢者は交通安全について知識を深めましょう
- ・子どもを地区の人たちが、いつも見守るようにしましょう

計画の総合的かつ効果的な推進に向けて

策定された西蒲区地域福祉計画が総合的かつ効果的に推進されるように、また適切に実行されているか評価を行うため、「西蒲区地域福祉計画推進委員会」(仮称)を設置するなどします。



新潟市西蒲区地域福祉計画 概要版

発行：新潟市西蒲区健康福祉課 発行年月：平成21年(2009年)3月

問合せ先

西蒲区健康福祉課

〒953-8666 新潟市西蒲区巻甲2690番地1

TEL 0256-72-8358 FAX 0256-72-3133

Email kenko.nsk@city.niigata.lg.jp

西蒲区社会福祉協議会

〒953-0041 新潟市西蒲区巻甲4363番地巻ふれあい福祉センター内

TEL 0256-73-3356 FAX 0256-73-4914

Email maki294@jasmine.ocn.ne.jp